

令和 7 年 天草市農業委員会第 3 回総会議事録

令和 7 年 3 月 25 日天草市役所本庁 3 階第 3 会議室に招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（11 名）

1 番	本 田 実 君	2 番	山 下 和 弘 君
4 番	淀 川 洋 一 君	5 番	猪 原 真 滋 君
6 番	中 村 三 千 人 君	7 番	野 中 幸 廣 君
8 番	平 岡 敬 則 君	9 番	川 口 明 君
11 番	黒 川 紀 世 子 君	12 番	端 田 睦 子 君
13 番	山 並 彰 一 郎 君		

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（2 名）

3 番	金 棒 康 二 君	10 番	富 崎 ま す み 君
-----	-----------	------	-------------

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

事務局長	上 原 和 之	局長補佐	松 本 馨
参 事	内 田 富 隆	書 記	宮 川 楓 大
書 記	池 上 翔		

開 会

日程第 1		議事録署名委員の指名について
日程第 2	議第 15 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 3	議第 16 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 4	議第 17 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
日程第 5	議第 18 号	農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について
日程第 6	議第 19 号	農用地利用集積等促進計画(案)について
日程第 7	議第 20 号	非農地証明書交付申請について
日程第 8	議第 21 号	非農地判断の取り消しについて
日程第 9		報告事項について

閉 会

開 会 14 時 00 分

○事務局（上原和之君） ただいまから令和 7 年天草市農業委員会第 3 回総会を開会致します。それでは本田会長からご挨拶をお願いします。

○議長（本田実君） 皆さんこんにちは。まずは、委員改選に伴い、今月をもって農業委員として 3 年間の任期を満了することになります。皆様のご協力によって農地利用最適化活動においては、農業会議で良い評価を得て、県内外から注目されるようになりました。大変うれしく思います。また、皆様のお手元に能率給の支給についてのお知らせが届いたと思いますが、思っていたよりも多くの金額が支給されております。皆様の最適化活動の成果が評価され、やった分だけ報酬として返ってきたとのことですので、非常に良いことではないかと思います。また、退任される皆様におかれましては、農業委員としての活動は終了しますが、農業委員会活動で得た知識や経験を活かして、今後、地域の営農者等の手本となっていたければと思います。本日は、3 条が 5 件、4 条が 3 件、5 条が 6 件、利用権設定が 38 件、非農地が 4 件、合計 56 件の案件が提案されております。慎重なるご審議をお願いし、会長の挨拶とさせていただきます。よろしくお願い致します。

○事務局（上原和之君） 本日は、3 番の金棒委員、10 番の富崎委員より欠席の届出が出ておりますが、過半数の委員がご出席でございますので、総会は成立しておりますことをご報告致します。それでは、議事の進行は会長にお願い致します。

○議長（本田実君） これより議事に入ります。日程第 1 の議事録署名委員については、議長から指名させていただくことにご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） それでは、5 番猪原委員、6 番中村委員を指名します。

○議長（本田実君） 日程第 2、議第 15 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは事務局より 1 番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 1 ページをご覧ください。1 番について説明します。熊本市の譲受人は、有明町の譲渡人より、有明町の畑 1,042 m²を売買により取得したいということです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の東側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の 1 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。申請地には果樹を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 1 番本田です。先日現地確認を行いました。譲受人の住所が〇〇になっておりますが、3 月末で〇〇を退職し、地元の〇〇で果樹経営をされたいとのことでした。果樹についての知識もお持ちでございますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に2番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。本町の譲受人は、本町の譲渡人より、本町の田1,768㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡芥北線の南側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には果樹を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○12番（端田睦子君） 12番端田です。先日、松下推進委員と現地確認を行いました。果樹の栽培をするために申請地にハウスを建てるとのことでした。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に3番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。倉岳町の譲受人は、倉岳町の譲渡人より、倉岳町の畑1,655㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道266号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○13番（山並彰一郎君） 13番山並です。先日現地確認を行いました。申請地は元々荒れていたのですが、きれいに草払いがなされ、野菜を栽培する準備がされておりました。何ら問題

ないと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に4番について事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 4番について説明します。太田町の譲受人は、熊本市の譲渡人より、河浦町の田1,769㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道389号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には野菜を栽培されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7番（野中幸廣君） 7番野中です。3月14日に現地確認を行いました。〇〇から〇〇農家として頑張っておられます。何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に5番について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（内田富隆君） 5番について説明します。五和町の譲受人は、五和町の譲渡人より、五和町の田1,425㎡を売買により取得したいというものです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。資料③の農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。申請地には水稻を栽培される計画です。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○2番（山下和弘君） 2番山下です。3月22日に原田推進委員と現地確認を行いました。事

務局の説明どおりです。申請地は十数年前から譲受人が耕作しており、昨年まではWCSを栽培されておりましたが、米の価格が高騰しておりますので、今年からは水稻を栽培されるそうです。何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第3、議第16号、農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の2ページをご覧ください。1番について説明します。この案件は令和6年4月に農用地区域からの除外申請があり、令和6年天草市農業委員会第5回総会において許可見込みありと判断され、令和6年8月に除外されたものです。転用者は楠浦町の個人で、楠浦町の田881㎡に植林をする案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道宮地岳本渡線の北側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、農地として管理することが困難なため、センダン35本を植林する計画です。資料③の2ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。また、本日は富崎委員が欠席されておりますので、富崎委員の意見を代読させていただきます。3月22日に浦上推進委員と現地確認を行いました。草払いがなされており、維持管理がしっかり行われておりました。植林をする準備もされていたので、特に問題はないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 2番について説明します。転用者は千葉県の個人で、魚貫町の畑341㎡

を個人住宅に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道牛深天草線の東側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で老朽化しており、戸建住宅を新築する必要があったため、住宅 1 棟、物置 1 棟、駐車場 1 台、庭として利用する計画です。資料③の 3 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。先日、現地確認を行いました。申請者の先代が転用されたということです。既に転用から 30 年程経過しているため、仕方がないことかなと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 3 番について説明します。転用者は京都市の個人で、南町の田 963 m² を個人住宅及び通路に転用している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の西側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第 3 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、当時の住まいが手狭で、戸建住宅を新築する必要があったため、住宅 3 棟、物置 1 棟、駐車場 2 台、庭、通路として利用する計画です。資料③の 4 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。なお、既に転用済みのため、始末書が提出されております。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4 番（淀川洋一君） 4 番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりです。始末書にありますとおり、申請者の両親が建築し、本人に悪質性もありませんので、申請通りで問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

せんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第4、議第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題と致します。それでは、事務局より1番について説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の3ページをご覧ください。1番について説明します。転用者は有明町の個人で、有明町の田1,549㎡を売買により取得し、作業場及び漁具置場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道大浦港線の南側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、譲受人が営む〇〇で利用する〇〇及び〇〇が不足しているため、作業場、物干場、物置場、車両置場、通路として利用する計画です。資料③の5ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 1番本田です。先日、光崎推進委員と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで譲受人は〇〇をされております。〇〇や〇〇を行う場所として申請地は立地面でも適していると思いますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、2番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 2番について説明します。転用者は城下町の個人で、本渡町の畑450㎡を売買により取得し、貸家住宅用地へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道324号線の西側にある農地です。申請地は、概ね10ha未満の広がりのある区域内にある第2種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、貸家住宅用地としての需要が見込

まれるため、貸家住宅1棟、駐車場3台、庭、通路として整備し利用する計画です。資料③の6ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、〇〇の進入路の一部である〇〇の利用を検討されていましたが、所有者が死亡しており、相続人が確定していないため、今回の土地利用計画に含まれておりません。また、〇〇を通行しなくても車両の行き来はできるため、隣接地との境界にはトラブル防止のためにロープを張って通行しないようにするという旨が記載されている理由書が添付されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。本日、現地確認をいたしました。事務局の説明どおりで何ら問題ないと思いますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、3番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 3番について説明します。転用者は〇〇の法人で、本渡町の田1,211㎡を売買により取得し、宅地分譲地に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡下田線の南側にある農地です。申請地は、都市計画区域の用途地域内にある第3種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、住宅用地としての需要が見込まれるため、宅地分譲5区画、通路として整備し利用する計画です。資料③の7ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○4番（淀川洋一君） 4番淀川です。先日、山下推進委員と現地確認を行いました。申請地は以前まで耕作されていた方がいたのですが、数年前から農業を辞められて休耕地となっております。コンクリートに囲まれているため田としての利用が難しく、周囲も住宅地が広がっておりますので、何ら問題ないと思います。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、4 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 資料②の 4 ページをご覧ください。4 番について説明します。転用者は倉岳町の個人で、倉岳町の畑 277 m²を贈与により取得し、通路及び駐車場へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 266 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅につながる通路及び自家用の駐車場が不足しているため、駐車場 4 台、通路として整備し利用する計画です。資料③の 8 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○13 番（山並彰一郎君） 13 番山並です。先日、現地確認を行いました。道が狭いため、通路と駐車場として利用された方が利便性が良くなると思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありましたが、本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、5 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 5 番について説明します。転用者は新和町の個人で、新和町の畑 161 m²を贈与により取得し、宅地拡張している案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した県道本渡牛深線の西側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、自宅の駐車場が不足しているため、住宅 2 棟、駐車場 2 台、庭、通路として利用する計画です。資料③の 9 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当しておりません。なお、既に転用済みのため、譲渡人より始末書が提出されています。以上です。

○議長（本田実君） 次に、申請のあった地区の農業委員の意見をお願い致します。

○6 番（中村三千人君） 6 番中村です。3 月 22 日に池田推進委員と現地確認を行いました。

事務局の説明どおりでございます。何ら問題ないと思いますのでご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は申請どおり許可することに決定致します。次に、6 番の件について、事務局より説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 6 番について説明します。転用者は五和町の個人で、五和町の田 403 m²を売買により取得し、個人住宅へ転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇km、青色で着色した国道 324 号線の南側にある農地です。申請地は、概ね 10ha 未満の広がりのある区域内にある第 2 種農地です。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が配置排水図です。次が現地の動画になります。土地利用計画の内容は、現在借家住まいで戸建住宅を新築したいため、住宅 1 棟、駐車場 2 台、庭として整備し利用する計画です。資料③の 10 ページをご覧ください。農地法許可基準に照らした結果、不許可要件には該当していません。以上です。

○議長（本田実君） 次に申請のあった地区の農業委員のご意見をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） 2 番山下です。3 月 23 日に馬場推進委員と現地確認を行いました。申請地付近は住宅街であり、農地がポツンと残っているような状態でしたので、仕方がないのかなと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○議長（本田実君） ただ今説明及び意見がありました。本件につきまして、質疑はありませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、本件は申請どおり許可することに決定致します。

○議長（本田実君） 日程第 5、議第 18 号、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画についてを議題と致します。それでは事務局より一括して説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和４年法律第５６号）附則第５条第１項の規定による農用地利用集積計画について説明します。資料②の５ページから６ページをご覧ください。所有権移転の計画が０件、利用権の新規設定の計画が１件、再設定が３件、合計４件で、筆数８筆、総面積が７,０１４㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人であり、資料③の１１ページの審査資料の「利用権の設定等を受ける者の備えるべき各要件」を全て満たしております。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第６、議第１９号、農用地利用集積等促進計画（案）についてを議題とします。それでは事務局より一括で説明をお願い致します。

○事務局（池上翔君） 農用地利用集積等促進計画（案）について説明します。資料②の７ページから２１ページをご覧ください。利用権の新規設定の計画が２３件、再設定が０件、更新の計画が９件、再配分の計画が２件、利用権移転の計画が０件、合計３４件で、筆数５９筆、総面積が８３,３２４㎡となっております。以上の計画は、耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人並びに農地所有適格法人以外の法人であり、資料③の１２ページの審査資料の「農地中間管理事業の推進に関する法律（平成２５年法律第１０１号）第１８条第２項の要件」を全て満たしております。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして質疑はございますか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので本件は計画のとおり決定致します。

○議長（本田実君） 日程第７、議第２０号、非農地証明書交付申請についてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の２２ページをご覧ください。非農地証明書交付申請件数は、本渡地域が２件、新和地域が１件、五和地域が１件の計４件です。筆数は全体１２筆、面積は８,８７４㎡となっております。資料③の１３ページの「農地に該当するか否かの判断基準」に照らし、事務局で現地確認を実施し、判断した結果を現況欄に表示しております。そ

れでは、スクリーンをご覧ください。1 番と 2 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真です。次が 3 番と 4 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 5 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。次が現地の写真になります。次が 6 番から 12 番の地図です。黄色で着色した〇〇から〇〇へ約〇〇kmと、約〇〇kmと約〇〇km、〇〇へ約〇〇kmと約〇〇kmのところにあります。次が現地の航空写真です。全部で 5 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。5 枚目です。次が現地の写真です。全部で 4 枚あります。1 枚目です。2 枚目です。3 枚目です。4 枚目です。以上です。

○議長（本田実君） それでは、ただいま説明がありました件につきまして再度確認致します。1 番と 2 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 3 番と 4 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 5 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 6 番から 12 番について意見及び質疑はございませんか。

（質疑なしの声あり）

○議長（本田実君） 質疑がなければ本件につきまして、ご異議はありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本田実君） ご異議がありませんので、非農地と認定致します。

○議長（本田実君） 日程第 8、議第 21 号、非農地判断の取り消しについてを議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 23 ページをご覧ください。日程第 8、議第 21 号の非農地判断の取り消しについて説明致します。この案件は令和 6 年 7 月 25 日開催の第 7 回総会において非農地判断されましたが、令和 7 年度中に樹園地の小規模基盤整備事業が予定されていることが判明し、今回非農地判断の取り消しをお願いするものであります。対象となる農地については、五和町手野二丁目の畑 13 筆、面積は 8,291 m²となっております。ご審議の程よろしくお願い致します。以上です。

○事務局（松本馨君） この案件は五和町の案件でございますので、山下委員よりご説明をお願い致します。

○2 番（山下和弘君） こちらに記載されている農地については、令和 7 年度に樹園地として利用するために小規模基盤整備事業が行われる予定でございます。基盤整備後に耕作される方は数年前から実家の果樹経営を引き継ぎ、頑張っておられますので、ご審議の程よろしくお願い致します。

○議長（本田実君） ただいま説明がありましたが、ご意見はありませんか。

○7 番（野中幸廣君） 7 番野中です。非農地の通知を総会終了後に送っていると思いますが、登記上は問題ないのでしょうか。

○事務局（内田富隆君） 一覧に記載されている 4 名の所有者の方には、登記手続き前にご連絡をして、登記されないようにお伝えしております。地目は全て畑のままで、法務局にも事前に連絡しております。以上です。

○2 番（山下和弘君） この事業は土地を取得したらいけないみたいで、数年間は貸借契約をして耕作してもらう必要があると天草市の農業振興課から説明を受けました。計画では 10 年間貸借をされ、基盤整備が終わり次第、売買の契約に移るとのことです。以上です。

○7 番（野中幸廣君） 分かりました。

○議長（本田実君） 他にありませんか。

（意見なしの声あり）

○議長（本田実君） 意見がなければ本件につきまして、ご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○ご異議がありませんので、提案された「非農地判断の取り消しについて」に記載された農地については、非農地の認定を取り消し致します。

○議長（本田実君） 日程第 9、報告事項について事務局よりお願い致します。

○事務局（宮川楓大君） 資料②の 24 ページをご覧ください。農地利用・形状変更届は 1 件、田を畑として利用したいというものでした。第 4 条、第 5 条の許可不要転用届はありませんでした。以上です。

○議長（本田実君） これで、本日提案されました案件につきまして審議を全て終了致します。

た。これをもちまして、令和 7 年天草市農業委員会第 3 回総会を閉会致します。

閉 会 14 時 50 分

天草市農業委員会総会会議規則第17条第2項の規定により署名する。

会 長 山下和弘

署名委員 猪原真滋

署名委員 中村三千人